

改訂令和6年1月10日

西尾労働基準協会

## 《無災害表彰の申請について》2024年2月23日(金)迄に

- ☆ 無災害表彰規定により2024年2月23日(金)迄に申請されたものを、  
令和6年度総会終了後に表彰いたします。総会実施予定日2024年5月10日(金)  
無災害対象期間は2023年1月～12月
- ☆ 表彰の基準は別表の通りです。  
(例) 鋳物業、従業員15名の場合  
業種は、第4群、別表第4群の30人未満をみますと420日です。  
従って、暦年の1年と55日で該当致します。
- ☆ 表彰基準に達した事業場は、2月23日迄に所定用紙(裏面のものコピー可)で  
西尾労働基準協会へ申請して下さい。

業種別・規模別無災害日数表(別表)

規模 業種	80人 以上	80人 未満	50人 未満	30人 未満	10人 未満	5人 未満
第1群	800	900	1000	1200	1800	2500
第2群	380	420	480	600	800	1200
第3群	350	380	420	500	600	800
第4群	280	350	380	420	500	600

- 第1群 電気機械器具製造業・計量器・光学機械・時計等製造業・製糸業・  
その他各種事業
- 第2群 食料品製造業・繊維工業又は繊維製品製造業・印刷又は製本業・化学工業・  
輸送用機械器具製造業・ガラス又はセメント製造業・ビルメンテナンス業
- 第3群 機械器具製造業・金属精錬業・非鉄金属精錬業・陶磁器製品製造業  
めっき業その他の製造業・清掃・火葬又はと畜の事業
- 第4群 鋳物業・金属製品製造業又は金属加工業・金属材料品製造業・  
その他の窯業又は土石製品製造業・貨物取扱事業  
木材又は木製品製造業・船舶製造又は修理業・ほ装工事業・建築事業・  
既設建築物設備工事業・機械装置の組立て又はすえつけの事業・採石業  
その他の建設事業